

第49号

令和3年3月15日

編集・発行
須賀川市農業委員会
TEL.0248-88-9165
(直通)

かけはし



米山寺ライスセンターの見学

10月12日、西袋第一小学校の5年生109名が米山寺ライスセンターを見学し、コンバインで刈り取りされた粳が、乾燥機から粳摺り機・色彩選別機を通して米になるまでの流れを学習しました。

毎年5月に米作りの流れを学ぶため、小学校5年生が田植え体験を行っていましたが、令和2年は新型コロナウイルスの影響により、子どもたちに代わって12名の先生方が田植えを行いました。

いつもの年であれば、餅つきを体験して皆で食べていましたが、お土産として持ち帰っていただきました。

広報副委員長 小枝 宏嗣



全国農業新聞

農業に関する情報や
地域話題が満載です。

購読しませんか？

- ◆発行 毎週金曜日
- ◆購読料 月額700円
- ◆申込先 須賀川市
農業委員会事務局

目次

- 表紙 1
- 人・農地プラン説明会 2
- 新任研修会・優良農業委員会表彰受賞
農業者年金研修会・農地転用 3
- 頑張る農業者 4
- 編集後記・広報委員紹介

人・農地プラン説明会を開催

狸森区（関根広則区長）では、去る11月28日に人・農地プラン策定についての説明会を行いました。

今回は、狸森区民の約8割強が農事組合員であることから、区主催の説明会となりました。また、隣接する大栗区、雨田区の正副区長も出席し、地域全体での情報共有を図りました。

高齢化や担い手不足などが懸念される中、30代から70代までの約40名が集まり、県中農林事務所須賀川農業普及所・農地中間管理機構・市農業委員会・市農政課の職員から説明を受け、出席者からは多くの質問や建設的な意見などが出されました。

まずは、アンケート調査を実施し、策定に向けた取り組みを推進していくこととなりました。

今後、大森田の各地区においても策定に向けた話し合いが進むことになると考えられます。

広報委員長 関根 要一



狸森区での人・農地プラン説明会

優良農業委員会 表彰受賞!!

11月12日、福島市のパルセ飯坂で令和2年度福島県下農業委員会大会が開催され、須賀川市農業委員会が優良農業委員会表彰を受賞しました。



須賀川市農業委員会
和田会長の受賞者代表謝辞



新任研修会に参加して

9月3日、「ビッグパレットふくしま」を会場に、県中地区の農業委員・農地利用最適化推進委員124名を対象とした新任研修会が開かれました。その内容としては、

1.委員の役割と集落話し合い運動について

農地の確保と有効利用に加えて、担い手育成や確保などの基本的な業務について学習し、地域の実情に合わせて柔軟な対応を確認しました。

2.情報提供活動の強化について

地域の農業者に正確で必要な情報を届けることや、戸別訪問や農業新聞を通じた地道で根気強い活動が成果につながると感じました。

3.地域の合意形成に向けた話し合いの進め方について

全国農業会議所の専門相談員を講師に迎え、先進地の事例を参考に話し合いの進め方やノウハウを学びました。

この研修で得られたことを今後の農業委員会活動に生かしていきたいと思います。

広報委員 橋本 孝一

農業者年金加入推進研修会・年金加入推進対策会議を開催



県農業会議の鈴木部長

去る、12月18日に福島県農業会議担い手・経営対策部長の鈴木正洋氏を講師に迎え、農業者年金加入推進研修会を須賀川市役所で開催しました。研修会には、農業委員・農地利用最適化推進委員など45名が参加し、農業者年金の概要、特徴及びメリットなどについて学びました。

研修に続き、農業者年金加入推進対策会議が開かれ、須賀川市内を8つの地区に分け、加入推進を行う対象者を選定しました。後日、選定した対象者に対し、自宅訪問や電話などで農業者年金の加入推進を行いました。

農業者年金は、農家の老後生活の安定のために、人件費や施設費の費用が国の経費で賄われる政策年金で、農業者なら広く加入でき、税制面の優遇措置が大きいことも特徴です。

上手に節税しながら老後に備えましょう。

農業者年金に加入しましょう ～ 充実した生活を送るために！ ～

農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」に加入して安心で豊かな老後を！

- ① 農業者なら誰でも入れる「**終身年金**」です！
- ② 一定の要件を満たす方には、月額最大 **1 万円の保険料補助**
- ③ 加入で大きな節税効果！保険料は**全額社会保険料控除の対象**



※農業者年金の加入には、「**国民年金第1号被保険者であること**」「**年間60日以上農業に従事していること**」「**60才未満であること**」の3つの要件を満たしている必要があります。

※詳しくは、お近くの農業委員会、又はJAへ！

詳しくは…

農業者年金基金

検索

農地転用について

農地転用とは

農地を農地以外（宅地や駐車場地等）の用途で利用することです。

農地を農地以外に転用すると、農地が減少するばかりではなく、周辺の農地に影響を及ぼす恐れがあるため、農地は農地法で守られています。

農地転用する際には、農地法第4条（自分の農地を転用する場合）、農地法第5条（買った又は借り受けた農地を転用する場合）の規定により、農業委員会長（4haを超える場合は県知事）の許可を受ける必要があります。

市街化区域外で農地を転用する場合は、申請が必要です。

市農業委員会に届け出が必要なときは

- ・市街化区域内で農地転用するとき。
- ・農地に土盛りをして生産性や作業効率を高めるなどの「農地改良行為」をするとき。



申請から転用完了までの流れ



※3,000㎡を超える転用の場合は、総会後に福島県農業会議の常設審議委員会による審議が必要です。

頑張る / 農業者

今回は、6次化で農産物の加工に取り組んでいる西川地区の横田さんにお話を伺ってきました。

広報委員 加藤 梅子

Q 加工を始めたきっかけは？

- A JA直売所の「はたけんぼ」の出荷者に菓子製造を手掛けている人がいなかったのので、お菓子屋さんで見習いをして作り始めたことがスタート地点です。

Q 商品の種類はどのくらいありますか？

- A おこわ、大福、かしわもち、おはぎ、切り餅、あんこ餅等があり、さらに、主人と一緒に手掛けている桃、ぶどう等もあります。

Q 将来に向けて思っていることはありますか？

- A 私たちの世代は先が見えているので、若い世代の方々にも加工（6次化）を引き継いでほしいと強く願っています。



横田さんの作業場にて
(左から添田京子さん、
横田祐子さん、
有我和子さん 3姉妹) ▶



広報委員紹介

- ◆ 関根 要一
(広報委員長・大東地区)
- ◆ 小枝 宏嗣
(広報副委員長・西袋地区)
- ◆ 村上 節夫(須賀川・浜田地区)
- ◆ 関口 明夫(稲田地区)
- ◆ 橋本 孝一(小塩江地区)
- ◆ 根本 芳一(仁井田地区)
- ◆ 加藤 梅子(長沼地区)
- ◆ 矢吹 正則(岩瀬地区)

広報委員 関口 明夫

啓蟄が過ぎ、木々の芽吹きとともに農作業が始まる時期となりました。
昨年から続く新型コロナウイルス感染症がいまだ収束せず、あらゆる業種に影響を及ぼし、農業経営にもじわじわと蔓延してきています。各地で行われてきた行事やイベントも中止や自粛で思うように活動できない状況がしばらくは続くのではないのでしょうか。
まだまだ厳しい状況ではありますが、私達は逆境に置かれても発想を転換し、工夫を重ねて頑張って挑戦を続けていく方々を紹介していきます。
今後、皆様方からの情報やご意見をいただき、広報活動を進めて参りますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。
最後に、一日も早くコロナ禍が収束することを願います。

編集後記